

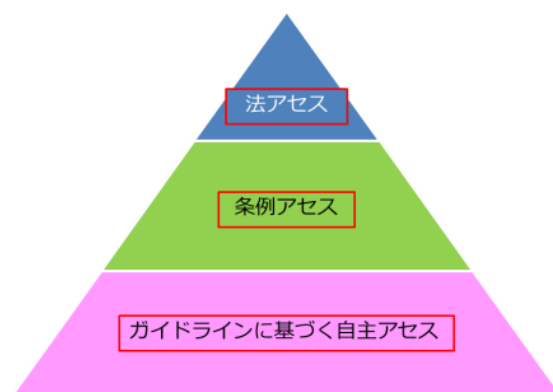
## 太陽光発電の規模要件及び地域特性に対する基本的考え方について

### 1. 太陽光発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方について

既に環境影響評価法（以下「法」という。）で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については環境影響評価法の対象事業とすべきである。

また、法対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断により、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

さらに、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。



### 2. 法対象とする太陽光発電の規模要件の水準と指標について

現行の法は、中央環境審議会の答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」（1997年2月10日）において以下のように整理されたことを踏まえ、第一種事業では全国一律の規模要件を設けつつ、第二種事業（第一種事業に準ずる規模の事業）では地域の状況等を考慮しスクリーニングすることとしている。

- ・ 地方公共団体においても地域の環境保全の観点から環境影響評価が実施されていることに鑑み、国の制度においては、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要のある事業を対象とすべきこと、また、
- ・ 事業者にとっては、対象事業があらかじめ定められていることが望ましいが、環境に対する影響は（中略）地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要であることから、
- ・ 規模要件によって必ず環境影響評価を実施すべき事業（第一種事業）を定めるとともに、その規模を下回る事業についても一定規模以上のものは、（中略）地域の環境の状況等によって、環境影響評価を実施するか否かを個別の事業ごとに判断する（第二種事業）の手續（スクリーニング手續）を導入することが適当。

### (1) 第一種事業の規模要件の水準について

太陽光発電事業において、特に環境影響が大きいのは面的な改変による影響であることから、法における面整備事業の第一種事業の規模要件となっている 100ha を、太陽光発電事業の第一種事業についても規模要件の水準とするのが適当ではないか。

※ 法アセスでは、土地区画整理事業などの面整備事業の規模要件は、土地の面積と動植物の種の数には相関関係が認められ、また、面積の大きい保護区の方が動物の生存確率が高く、100ha のレベルに閾値が認められるものがある等の理由により、土地改変面積が 100ha 以上である事業とすることを基本としている。

### (2) 第一種事業の規模要件の指標について

太陽光発電事業を明示的に対象に位置づけている環境影響評価条例においては、太陽光発電の環境影響に着目し、規模要件の指標は面積 (ha) で定められている。

他方、法においては、発電事業の規模要件は出力 (kW) で定められている。これは、法アセスにおいては、条例とは異なり、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており (法第 33 条、電気事業法第 47 条)、発電所の許認可等を行う電気事業法においては、対象施設の届出の要否を出力 (kW) で区分しているからである。このため、法アセスにおいては、指標は出力 (kW) とし、100ha に相当する出力を第一種事業の規模要件とするのが適当ではないか (別添参照)。

### (3) 第二種事業の規模要件について

第二種事業は、法において、「第一種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を (中略) 個別に行うもの」とされているが、「準ずる規模」については、法で「その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る」と規定されており、「政令で定める数値」は 0.75 と定められている。このため、各事業種の規模要件は、第一種事業に 0.75 を乗じた数値又はそれ以上とされている。したがって、太陽光発電事業についても、他の事業種と同様、第一種事業の規模要件に 0.75 を乗じた値を第二種事業の規模要件として設定することが適当ではないか。

## 3. 地域特性について

### (1) 太陽光発電の地域特性

太陽光発電は、住宅用太陽光発電など、建物屋上に設置されるほか、林地、草地、牧草地、農地、湿地、水面、ゴルフ場跡地、採石場跡地、最終処分場、工業専用地域等、様々な場所に設置される。

自治体・事業者アンケート結果によれば、苦情や要望書等が寄せられるのは、事業実施前の土地利用が林地の場合が最も多くなっている一方で、採石場跡地、最終処分場、工業専用地域の場合は苦情や要望書等は寄せられていない。

環境保全と両立した形で適正に太陽光発電を導入するためには、環境への影響が懸念される地域ではなく、環境への影響が少ないと想定される地域に導入することが望ましく、規模要件の設定や

評価項目の選定など、環境影響評価の実施に当たっても、地域特性を考慮することが必要ではないか。

## (2) 法における地域特性に基づく規模要件等

### ① 第一種事業

第一種事業については、法において、前述のとおり地域特性等のスクリーニングを経ずに必ず環境影響評価を実施すべき事業であり、また、実態としても前述の100ha相当とした場合、相当な大規模であるため、どのような立地であっても、一定程度の影響があることが想定される。このため、第一種事業については、特に地域特性に応じて適用除外とすることはしないことが適当ではないか。

### ② 第二種事業

第二種事業については、法において、前述のとおり地域特性等を考慮したスクリーニングを経て環境影響評価を実施すべきかどうか判定することとなっている。

スクリーニングに当たっての地域特性の考慮については、以下のような考え方を基本とすることが適当ではないか。

地域特性（立地の状況）	判定に当たっての基本的考え方
人為的な影響の比較的低い地域	大規模な森林の伐採や裸地化に伴い、水環境や土地の安定性、動植物・生態系等の環境への影響が著しくなるおそれがあり、環境影響評価を行うべきと考えられる。
人為的な影響の比較的高い地域	施設の敷地等、設置場所が既に人為的活動下に置かれているものにあつては、環境影響は小さいと考えられるが、住宅地の近隣に設置する場合等にあつては、供用時の騒音等の観点から環境影響評価を行うべきと考えられる。
建物の屋上や壁面（構造物と一体的に設置されているもの）	施設等の敷地での設置に比べ、さらに環境影響は小さいと考えられる。

## (3) 条例における地域特性に基づく規模要件等

環境影響評価条例においては、大分県のように工業地域、工業専用地域を除外している例や、静岡県のように森林を伐採する区域の面積の規模要件を他の区域に比べて厳しく設定している例など、地域特性に応じた規模要件が設定されている例がある。

法対象（第一種、第二種）規模未滿の太陽光発電事業に係る環境影響評価条例の在り方については、その規模要件の定め方も含め、地域の実情に応じ各地方公共団体の判断において検討されるべきものであるが、前述の第二種事業に係る地域特性の考慮の考え方等も踏まえ、環境影響が小さい又は環境影響が大きくなる可能性が少ないと考えられる立地状況のものについては、環境影響評価の対象外とする、規模要件を緩和する又は簡素な手続とする等の条例とすることが望ましいのではないか。

## 太陽光発電の事業区域面積 (ha) と発電出力 (MW) の関係

## 1. 固定価格買取制度の導入状況に基づく事業区域面積と発電出力の関係

固定価格買取制度 (FIT 制度) における太陽光発電事業の導入状況に基づき、事業区域面積と発電出力の関係を以下に示す。

近似式に基づく 100ha 相当の発電出力規模は 32MW となった。

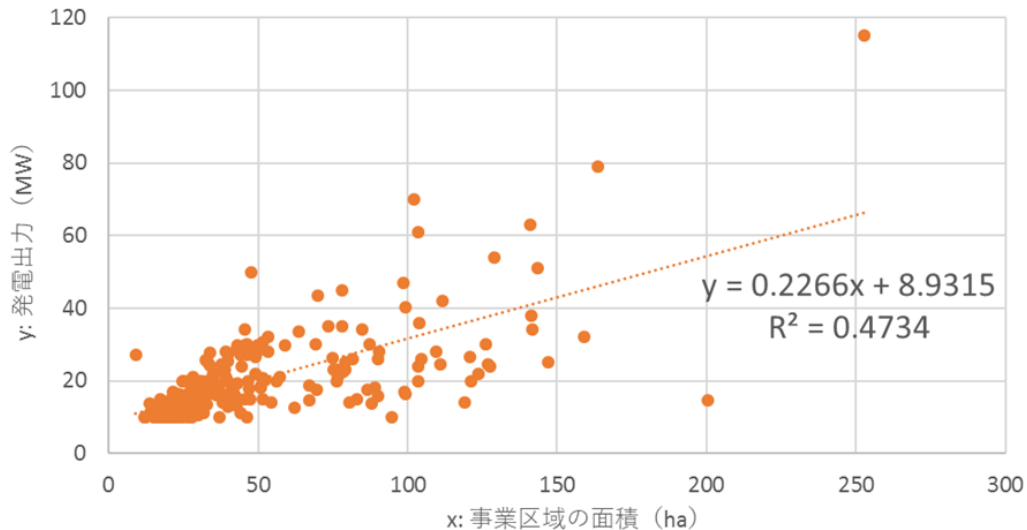


図 1 太陽光発電の固定価格買取制度の導入状況における事業区域面積と発電出力の関係

## 2. 固定価格買取制度の認定状況における事業区域面積と発電出力の関係

固定価格買取制度 (FIT 制度) における太陽光発電事業の認定状況に基づき、事業区域面積と発電出力の関係を以下に示す。

近似式に基づく 100ha 相当の発電出力規模は 36MW となった。

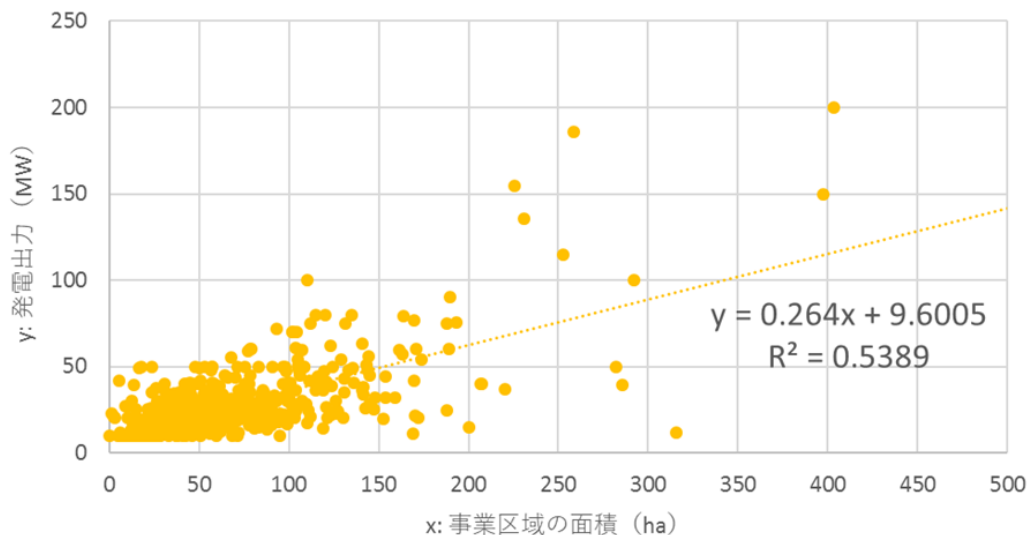


図 2 太陽光発電の固定価格買取制度の認定状況における事業区域面積と発電出力の関係

出典) 資源エネルギー庁集計データを元に作成

## 発電出力に応じた件数・容量、カバー率

## 1. 固定価格買取制度の導入状況における件数・容量、カバー率

固定価格買取制度（FIT 制度）における太陽光発電事業の導入状況について、発電出力に応じた件数・容量、カバー率を示す。

表 1 発電出力ごとの太陽光発電事業の導入件数

発電出力に応じた件数(1万kW未満除く)						
区分(kW)	1万以上～ 2万未満	2万以上～ 3万未満	3万以上～ 4万未満	4万以上～ 5万未満	5万以上	合計
件数(件)	138	47	15	4	7	211

導入件数(1万kW未満除く)

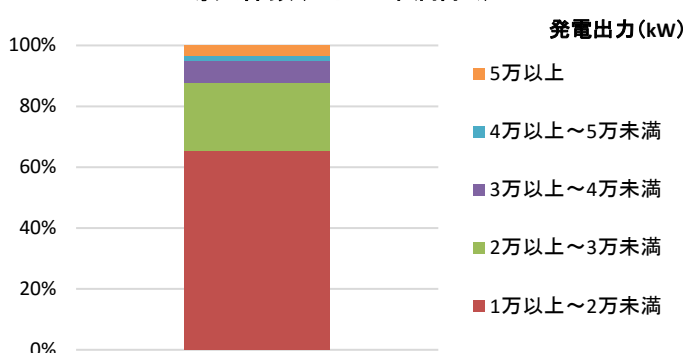


表 2 カバー率 (件数)

カバー率(件数ベース、1万kW未満除く)				
規模要件(kW)	2万	3万	4万	5万
カバー率(%)	34.6	12.3	5.2	3.3

図 1 発電出力区分ごとの太陽光発電事業の導入件数の割合

表 3 発電出力ごとの太陽光発電事業の導入容量

発電出力に応じた導入容量(1万kW未満除く)						
区分(kW)	1万以上～ 2万未満	2万以上～ 3万未満	3万以上～ 4万未満	4万以上～ 5万未満	5万以上	合計
導入容量(kW)	1,887,559	1,135,362	494,332	172,820	492,990	4,183,063

導入容量(1万kW未満除く)

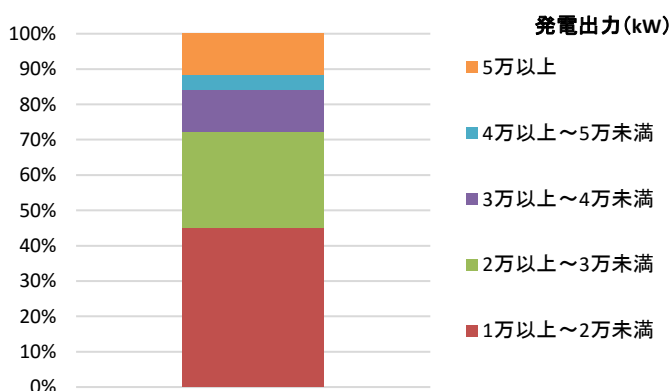


表 4 カバー率 (容量)

カバー率(設備容量ベース、1万kW未満除く)				
規模要件(kW)	2万	3万	4万	5万
カバー率(%)	54.9	27.7	15.9	11.8

図 2 発電出力区分ごとの太陽光発電事業の導入容量の割合

出典) 資源エネルギー庁集計データ (2018年3月末時点) を元に作成

## 2. 固定価格買取制度の認定状況における件数・容量、カバー率

固定価格買取制度（FIT 制度）における太陽光発電事業の認定状況について、発電出力に応じた件数・容量、カバー率を示す。

表5 発電出力ごとの太陽光発電事業の認定件数

発電出力に応じた件数(1万kW未満除く)						
区分(kW)	1万以上～ 2万未満	2万以上～ 3万未満	3万以上～ 4万未満	4万以上～ 5万未満	5万以上	合計
件数(件)	398	214	76	46	65	799

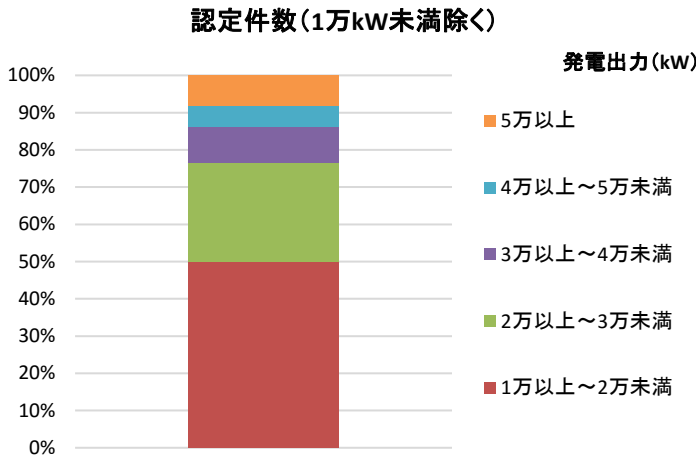


表6 カバー率 (件数)

カバー率(件数ベース、1万kW未満除く)				
規模要件(kW)	2万	3万	4万	5万
カバー率(%)	50.2	23.4	13.9	8.1

図3 発電出力区分ごとの太陽光発電事業の認定件数の割合

表7 発電出力ごとの太陽光発電事業の認定容量

発電出力に応じた導入容量(1万kW未満除く)						
区分(kW)	1万以上～ 2万未満	2万以上～ 3万未満	3万以上～ 4万未満	4万以上～ 5万未満	5万以上	合計
導入容量(kW)	5,459,808	5,150,991	2,562,667	2,011,243	6,438,508	21,623,216

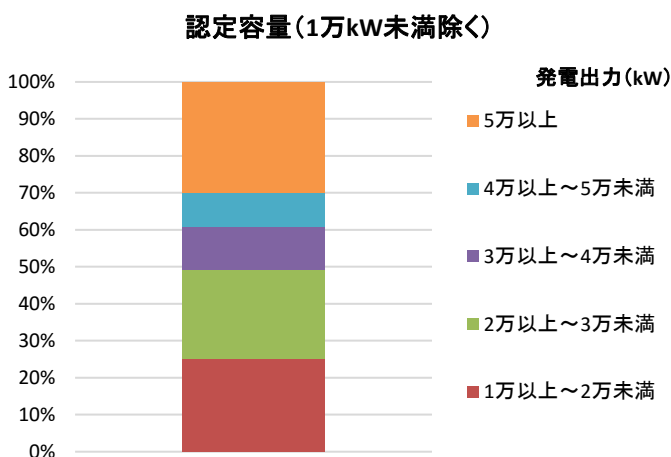


表8 カバー率 (容量)

カバー率(設備容量ベース、1万kW未満除く)				
規模要件(kW)	2万	3万	4万	5万
カバー率(%)	74.8	50.9	39.1	29.8

図4 発電出力区分ごとの太陽光発電事業の認定容量の割合

出典) 資源エネルギー庁集計データ (2018年3月末時点) を元に作成。